

東松島市奥松島運動公園ネーミングライツ事業スポンサー募集要項

1 事業導入の目的

東松島市奥松島運動公園事業は、東松島市ネーミングライツ事業取扱要領（平成28年東松島市訓令甲第78号）に基づき、市が民間の事業者、企業、団体等（以下「スポンサー」という。）に東松島市奥松島運動公園（以下「奥松島運動公園」という。）の愛称命名権を付与する代わりにその対価を得て、奥松島運動公園の運営維持及び利用者のサービス向上を図り良好な運営に資することを目的とします。

なお、ネーミングライツ事業は、運営権を付与するものではありませんので、運営の一切に関し、介入することはできません。

2 対象施設の概要

施設名	所在地
東松島市奥松島運動公園テニスコート	東松島市野蒜字亀岡48番地2
東松島市奥松島運動公園体育館	東松島市野蒜字亀岡62番地1
東松島市奥松島運動公園多目的グラウンド	東松島市野蒜字北赤崎32番地8
東松島市奥松島運動公園マレットゴルフ場	東松島市野蒜字北余景2番地3
東松島市奥松島運動公園子ども広場	東松島市野蒜字北余景63番地

3 ネーミングライツの範囲

対象施設の愛称として、企業名や商品名等を命名することができます。

ただし、条例で定める施設名称の変更を行うものではありません。

愛称の命名に当たっては、「4 愛称の条件」についてご留意ください。また、契約期間中の愛称変更はできません。

4 愛称の条件

愛称は、公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解を得られるものとし、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等の規定に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (9) 日本語及び英語アルファベットにより表記が不可能なもの（ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない）
- (10) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれがあるもの
- (11) 市が推奨している等の市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (12) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

5 契約期間及び命名権料

契約期間は、原則として3年以上5年以内の期間で提案してください。命名権料は、消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案してください。なお、命名権料は原則として、当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源とします。

6 愛称の使用開始日

市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議し決定します。

7 命名権料の支払

市長が発行する納入通知書により、原則として毎年度ごとに各年度分を一括でお支払いいただくものとします。

8 応募資格

応募資格を有する者は、本市のスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備え、次のいずれにも該当しないものとします。なお、個人での応募はできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他の類似する業種を営む者
- (2) 消費者金融に関する業種を営む者
- (3) たばこに関する業種を営む者
- (4) ギャンブルに関する業種を営む者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種を営む者
- (6) 私的な秘密事項の調査に関する業種を営む者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (8) 国税及び地方税を滞納している事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (11) 東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第4号に

規定する暴力団員等であると認めるに足りる相当の理由のある事業者

- (12) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号）又は東松島市物品調達等に係る有資業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号）により指名停止を受けている事業者
- (13) その他、市長が適当でないと判断した事業者

9 応募方法等

愛称命名を希望する場合は、市有施設等ネーミングライツ（命名権）申込書（様式第1号）に必要書類を添付し、持参又は郵送で提出ください。なお、軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。

(1) 必要書類

- ①印鑑証明書（法人の代表者印）
- ②会社概要及び直近3か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ③法人の登記事項証明書
- ④市税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤地域貢献の実績及び今後の計画
- ⑥愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

(2) 募集期間

随時募集とします。ただし、持参の場合には、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までに提出してください。

受付先着順に審査を行い、審査中及び優先交渉権者決定後は他のスポンサーからの応募を受け付けることができませんのでご注意ください。

(3) 提出先

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字大溜16番地1

東松島市教育委員会 教育部 生涯学習課 スポーツ振興係

電話：0225-82-1111（内線3856～3859）

10 質疑

募集要項に関して質疑がある場合は、ネーミングライツ事業についての質問票（別紙）を提出してください。提出は、郵送、持参、FAX又はEメールで行うことができます。なお、口頭による質疑は受けません。

(1) 受付期間

随時受付いたします。

(2) 提出方法

郵送の場合：「9 応募方法（3）提出先」をご参照ください。

FAXの場合：0225-82-4158

Eメールの場合：sports@city.higashimatsushima.miyagi.jp

11 審査

東松島市広告審査委員会において、提出された書類に基づき、ネーミングライツの実現性、業務実績、信頼性その他の条件を総合的に評価し、応募に対する採用の可否、ネーミングライツの優先交渉者を選定するものとします。

なお、提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

12 選定結果の通知、公表

選定の結果は、すべての応募者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす者が居ない場合には、スポンサーを選定しないこととします。

市は優先交渉者と締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の「愛称」、ネーミングライツ料について報道機関に対し公表します。

なお、選定されなかった提案については、公表しません。

13 契約の締結

契約前に最終的な協議を行い、市と優先交渉者との間で契約を締結します。

また、契約が締結された場合は、対象施設、決定した愛称、命名権者となった団体、命名権料等を公表します。

14 命名権者による愛称掲出について

(1) 愛称掲出の注意点

命名権者は、競技上、安全上及び施設の管理運営並びに施設の構造上不適切な箇所を除き、市と契約締結した対象施設の敷地内すべての場所に愛称掲出が可能です。次の点にご注意ください。

①敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議いただきます。

なお、屋外への愛称看板設置については、宮城県屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）等の関係法令を遵守するものとします。

②特別名勝松島の指定地区となることから、屋外において愛称を掲出する場合には、文化財保護法第125条の規定による現状変更申請が必要となります。

③愛称を掲出する場合に企業の広告は使用できません。

(2) 費用負担

費用負担の考え方は、次の表のとおりです。

費用負担の区分	東松島市	スポンサー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更		○
契約期間満了後（契約解除後を含む。）の現状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市HPの変更	○	
上記以外の費用	双方協議の上、決定	

15 契約の解除

市は、次のいずれかに該当するときは契約満了を待たず契約を解除できるものとします。なお、既にネーミングライツ料を納入いただいている場合、契約解除の理由が命名権者の責めに帰さない場合を除き、原則ネーミングライツ料の返還はいたしません。

- (1) スポンサーが応募資格要件を欠くこととなったとき
- (2) スポンサーが法律、条例、規則、要綱等の法令に違反したとき
- (3) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- (4) 天災等により施設に著しい被害が生じ、運営が困難となったとき
- (5) その他、市長が必要と認めたとき

16 契約期間の満了

愛称が頻繁に変更となることを避けるため、契約期間満了後もネーミングライツを継続実施することとした施設については現ネーミングライツスポンサーを優先交渉者とします。更新時において、当該優先交渉者が引き続きスポンサーとなるときは、愛称の変更の可能性を含め、協議させていただきます。

17 その他

- (1) 応募にあたっての負担及び契約締結に係る負担は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 提出書類等は返却しません。
- (3) 提出書類等は関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、東松島市情報公開条例（平成17年東松島市条例第8号）に基づき開示することがあります。
- (3) 新たに設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、命名権者に負っていただきます。
- (4) 契約解除又は契約期間満了に伴う原状回復に必要な費用は応募者又は現行スポンサーの負担とします。

18 問い合わせ先

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字大溜16番地1

東松島市教育委員会 教育部 生涯学習課 スポーツ振興係

電話：0225-82-1111（内線3856～3859）

Fax：0225-82-4158